

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課	
件 名	橋中・木津第二雨水幹線整備工事（その9）付帯工事（その2）	
契 約 内 容	既設吐口撤去復旧工 一式 用水路復旧工 一式	
契 約 期 間	平成31年4月23日～令和元年7月12日	
契 約 締 結 日	平成31年4月22日	
契 約 相 手 方	吉永建設工業株式会社 犬山支店	
契 約 金 額	1,647,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	○ 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該工事は、現在施工中の橋中・木津第二雨水幹線整備工事（その9）に関連し、既存の木津用水吐口の撤去及び、木津用水管理用通路内の旧管の閉塞を行うものである。工事の施行については、現在施工中の工事と同施工範囲内であり各関係者との連携が可能な吉永建設工業㈱が行うことにより、工程調整が容易になるとともに、一体工事として諸経費をまとめることができ経済的である。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）に該当するとし、随意契約を行うものです。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課	
件 名	橋中・木津第二雨水幹線整備工事（その9）付帯工事（その3）	
契 約 内 容	付属施設工 一式 借地復旧工 A=110㎡	
契 約 期 間	令和元年5月17日～令和元年8月30日	
契 約 締 結 日	令和元年5月16日	
契 約 相 手 方	吉永建設工業株式会社 犬山支店	
契 約 金 額	361,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該工事は、現在施工中の橋中・木津第二雨水幹線整備工事（その9）に関連して借地により設置した迂回路の撤去復旧工事である。工事の施行については、現在施工中の工事が完了した後、迂回路を使用している近隣企業調整の基、速やかに撤去復旧し借地の返却を行う必要があり、現場状況の把握及び関係者との連携、借地前の状況を把握している吉永建設工業㈱が行うことにより、工程調整及び借地地権者との調整が容易となるとともに、一体工事として諸経費をまとめることができ経済的である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付すことが不利と認められるとき）に該当するとし、随意契約を行うものです。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課	
件 名	橋中・木津第二雨水幹線整備工事（その10）付帯工事（その2）	
契 約 内 容	仮排水工 一式 舗装工 A=274m <sup>2</sup>	
契 約 期 間	令和元年5月21日～令和元年8月30日	
契 約 締 結 日	令和元年5月21日	
契 約 相 手 方	近藤建設株式会社	
契 約 金 額	7,707,960円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	○ 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該工事は、現在施工中の橋中・木津第二雨水幹線整備工事において、仮配管の設置及び舗装の本復旧を行うものである。</p> <p>当該工事は、本体工事に付随して行う仮配管工事あり、同一業者で行うことが望ましい。また、舗装復旧については、本体工事完了後に自然転圧期間を設け、埋戻土が落ち着いた段階で行うことが望ましく、その期間中の仮舗装の管理責任を明確にする必要があることから、本体工事と同業者行うことにより管理が可能となる。</p> <p>以上のことにより、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）に該当するとし、近藤建設株式会社と随意契約するものです。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	市民部 地域安全課	
件 名	反射鏡移設工事	
契 約 内 容	既設反射鏡の撤去及び隣接電柱への共架移設	
契 約 期 間	平成31年4月8日 ～ 令和元年5月10日	
契 約 締 結 日	平成31年4月5日	
契 約 相 手 方	丹羽建設株式会社	
契 約 金 額	253,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本契約について、犬山市大字富岡字南洞903地内（民地内）に、市が設置・管理している反射鏡及び中部電力所管の電柱が建っていますが、土地所有者の意向により、当該電柱を移設することとなりました。</p> <p>当該電柱を移設することにより、当該反射鏡に電柱が映り込み、反射鏡として機能しない恐れがあるため、反射鏡の移設を中部電力より依頼されたものです。</p> <p>当該電柱の移設工事が4月15日（月）頃から開始されるため、その工事前に当該反射鏡の撤去が必要であり、緊急に対応したものととなります。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 市民部 地域安全課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課																	
件 名	都市美化センター粗大ごみ処理施設破砕機点検口扉補修工事																	
契 約 内 容	破損した都市美化センターの粗大ごみ処理施設破砕機の下部点検口扉 1 枚の応急補修																	
契 約 期 間	H31. 4. 20～R1. 6. 7																	
契 約 締 結 日	H31. 4. 19																	
契 約 相 手 方	極東開発工業 株式会社																	
契 約 金 額	388,000円																	
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第 1 号</td> <td>少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 2 号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 3 号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第 5 号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 6 号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 7 号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 8 号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 9 号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））	第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	○ 第 5 号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第 6 号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））																	
第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
○ 第 5 号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第 6 号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>都市美化センターの粗大ごみ処理施設破砕機の運転中に、破砕機の下部点検口扉のうち 1 枚が、扉の取付け部材の経年劣化により脱落し、破砕機の運転が不可能な状況となったため、粗大ごみ・不燃ごみの破砕処理が全くできない状況に陥った。</p> <p>粗大ごみ・不燃ごみの破砕処理を一刻も早く再開するために、破損した粗大ごみ処理施設破砕機の下部点検口扉 1 枚の補修工事を緊急で実施する必要がある。</p> <p>また、本工事で必要となる資材である、下部点検口扉の取付け部材は都市美化センター粗大ごみ処理施設の破砕機用の専用部品であるため、都市美化センター粗大ごみ処理施設の破砕機を設計・製造・施工した事業者が当該部材を最も速やかに調達することが可能であり、緊急で施工する必要があるという要求に応じることが最も可能である事業者として認められる。</p> <p>これらの理由及び設計額 1 3 0 万円以下の工事という理由により、本工事の契約方法については、都市美化センター粗大ごみ処理施設の破砕機を設計・製造・施工した事業者である、極東開発工業株式会社を契約の相手方とした随意契約とするもの。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課	
件 名	都市美化センター焼却施設灰出し設備焼却主灰処理用キレート剤注入装置設置工事	
契 約 内 容	都市美化センター焼却施設灰出し設備への主灰処理用キレート剤注入装置の追加設置工事	
契 約 期 間	R1.6.5～R1.8.30	
契 約 締 結 日	R1.6.4	
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研	
契 約 金 額	4,060,800円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>都市美化センターの焼却施設は、各工程順に連続して配置された複数の設備が、一連の連続した処理を行うことにより、排出される排ガス・焼却主灰・飛灰等に含まれる有害物質の量を低減した可燃ごみの焼却処理を行うことが可能となるように設計及び施工がなされている。そのため、本工事の施工事業者に対しては、本工事で新たな装置の付加を行う焼却主灰搬出装置に関してはもちろんのこと、焼却施設全体の各設備に関して、それらの構造・性能・運転に関する制御等を熟知していることが非常に強く要求される。</p> <p>また、本工事においては重金属不溶化処理を行う装置を設置することから、既存設備の設計・施工事業者である事業者の本工事の施工を行わせることにより、当該事業者に、焼却施設全体としての有害物質抑制性能を保証させることが可能となる。</p> <p>上記の理由により、平成20年度竣工の大規模改修工事の設計・施工事業者であり、運転管理業務委託の受託事業者でもある株式会社川崎技研を本工事の契約相手方として選定した。</p> <p>（※）上記記載の事項等を理由として、施設更新技術支援委託の受託者である第三者機関からも、株式会社川崎技研を本工事の施工事業者とすることを推奨する旨の意見があった。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	羽黒浄水場インバータ取替工事	
契 約 内 容	インバータ取替工事。	
契 約 期 間	令和元年6月14日から令和元年7月31日	
契 約 締 結 日	令和元年6月14日	
契 約 相 手 方	東洋産業(株)名古屋営業所	
契 約 金 額	1,069,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	羽黒浄水場の配水ポンプ用インバータ1台が故障し、通常4台のポンプにて運用するところを3台にて運用している。気温の上昇に伴い配水量が増加している状況の中で、配水ポンプが1台減では水道水の安定供給を行う上で万全でなく、一刻も早い対応が必要である。そういった状況の中で、迅速に業務を実施できる業者を選定したものである。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	配水管漏水修繕	
契 約 内 容	配水管が破損し、道路で漏水が発生しているため、道路を掘削して行う配水管の修繕。	
契 約 期 間	令和元年6月26日から令和元年7月25日	
契 約 締 結 日	令和元年6月26日	
契 約 相 手 方	(有)松浦設備	
契 約 金 額	554,040円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	配水管から漏水しており、道路の陥没等による事故を防止するため、一刻も早い修繕が必要であった。そういった状況の中で、迅速に修繕を実施できる業者を選定したものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	楽田西北野不断水弁設置工事	
契 約 内 容	配水管が破損し、道路で漏水が発生している。この漏水修繕を行うにあたり、断水範囲を縮小するため不断水仕切弁を設置する。	
契 約 期 間	令和元年6月26日から令和元年7月25日	
契 約 締 結 日	令和元年6月26日	
契 約 相 手 方	(有)松浦設備	
契 約 金 額	1,080,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	配水管から漏水しており、道路の陥没等による事故を防止するため、一刻も早い修繕が必要であった。この漏水修繕を行うには、大規模な断水範囲となってしまうため、断水範囲を縮小するための不断水仕切弁を設置する。そういった状況の中で、迅速に工事を実施できる業者を選定したものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	導水管漏水修繕	
契 約 内 容	導水管から漏水が発生しているため、導水管の修繕を実施する。	
契 約 期 間	令和元年5月21日から令和元年9月9日	
契 約 締 結 日	令和元年5月21日	
契 約 相 手 方	(株) 水野設備	
契 約 金 額	494,640円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	井戸から浄水場を繋ぐ導水管から漏水しており、一刻も早い修繕が必要である。そういった状況の中で、迅速に修繕を実施できる業者を選定したものである。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課